

## 別記様式第 4 号

東高関支三管第 P00557 号  
令和 7 年 8 月 15 日

(契約の相手方)

長野県長野市大字柳原 1494-7

黒田整地開発株式会社

代表取締役 黒田 博 殿

(契約責任者)

東日本高速道路株式会社関東支社

三郷管理事務所

所長 皆方 忠雄

### 調査等成績評定に係る説明書（回答）

令和 7 年 7 月 24 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、東日本高速道路株式会社 関東支社長に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して 7 日（「休日」を含まない。）以内に別添「再説明請求書」により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は技術審査会の審議を経た上で行い、書面により回答いたします。

#### 記

#### 1. 調査等名

調査等名 東京外環自動車道 三郷管内補修設計

契約番号 B155000EF1100007

#### 2. 疑問に対する回答

(1)の質問・・・令和 7 年 6 月 19 日に実施した業務内容確認検査の結果、令和 7 年 6 月 19 日付けで文書による改善指示を行ったことも勘案して成績評定を行った。その結果「実施能力の評価」、「実施状況の評価」、「説明能力の評価」等の項目においては別紙のとおり加点点評価しているものの、業務途中において発注者側からの図面修正、数量算出等の指摘により手戻りがあったため、これらに該当する項目については評価していない。

(2)の質問・・・御社より指摘のあった「既往の文献や資料等から提案された内容」は、別紙の「実施状況の評価⑥」、「取組姿勢①」で加点点評価した。

(3)の質問・・・履行期間の変更は、必要期間を協議し、合意したうえで限られた期間の中で適切に業務履行が行われたことについて、別紙のとおり「実施能力の評価①」、「実施状況の評価①」、「結果の評価②」を評価した。

(4)の質問・・・ご指摘のとおり副監督員等の通知が遅延したものの、初回打合せ時に副監督員、排水装置の検討・図面修正を担当する改良Ⅱ担当課長、標識、橋梁変状を担当する保全計画担当課長を双方で確認し、業務に支障なく適切に履行されたため、問題ないと判断している。

#### 3. 再説明を求める場合の手続き等の問い合わせ先

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 11 番地 20

東日本高速道路株式会社 関東支社 技術部 調達契約課

電話番号 048-631-0001

以 上

| 考查項目   |         | 細別          | 評価した内容                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|---------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| プロセス評価 | 実施能力の評価 | 実施体制と執行計画   | ①実施計画書が契約締結後すみやかに提出されている。<br>②業務計画書は、設計図書に定められた必要な事項を記載し業務内容に適した業務計画書が提出されている。<br>③守秘義務について具体的な計画が業務計画書等に記載している。<br>④個人情報の管理に関する管理体制等が業務計画書等に記載している。<br>※「優れた技術力や創意工夫をもって業務成果の貢献」や「業務の停滞や手戻り生じさせず完了」の項目等については評価していない。                |
|        | 実施状況の評価 | 執行管理        | ①業務工程表は、契約締結後すみやかに提出されている。<br>②テクリスへの登録申請を監督員の確認を受けた上で速やかに行っている。<br>③業務計画書に安全管理に係る項目があり、適切な内容の記述がある。<br>※「監督員と連絡を密にとり円滑な業務の実施」や「必要事項が簡潔に整理されており、かつ、速やかに提出」の項目等については評価していない。                                                          |
|        |         | 品質管理        | ④照査計画において、発注者から指摘がなかった。<br>⑤技術基準等が無い項目の取扱いが具体的に記述されている。<br>⑥構造及び維持管理の検討において、施設の長寿命化となる提案がされている。<br>⑦照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定め業務計画書に記載している。<br>※発注者からの指摘による手戻りが多数あり「適切であるかの照査が適正に行われている」項目等については評価していない。                            |
|        |         | 業務特性        | —<br>※「現場条件や環境条件などの制約条件が多くの対応」や「工事に配慮する必要の対応」に項目等については評価していない。                                                                                                                                                                       |
|        |         | 創意工夫        | —<br>※「高度な調査・解析・設計等の手法・技術」や「照査体制を構築させ、有効的に機能させる」項目等については評価していない。                                                                                                                                                                     |
|        |         | 説明調整能力の評価   | —<br>※「説明内容が事前に十分な整理」や「論理的で容易に理解できる説明」の項目等については評価していない。                                                                                                                                                                              |
|        | 取組姿勢    | 責任感・積極性・倫理観 | ①業務遂行にあたって、有用な提案が行われるなど取組への積極性・責任感に対して特に評価できるものがあった。<br>※「業務遂行段階において不明な点が生じた場合など、迅速な共有」や「新たに発生した課題に対しての社内全体としての体制の拡充を図るなど」の項目等については評価していない。                                                                                          |
|        | 結果の評価   | 成果品の品質      | ①設計図書は、特記仕様書に基づき、適切な縮尺、配置により必要事項が漏れなく記載されている。<br>②設計図書にある検討項目、業務遂行段階での指示事項を漏れなく取りまとめられている。<br>③現場での施工における技術的ポイントが別途、引き継ぎ事項として整理されている。<br>④活用した技術基準や文献等の出典先が、それぞれの成果に記載され、わかりやすい整理がされている。<br>※「数量計算書は計算手法や計算手順が明確である」項目等については評価していない。 |

# 説明請求書

令和 7 年 7 月 24 日

東日本高速道路株式会社 関東支社  
三郷管理事務所  
所長 皆方 忠雄 様

## 1. 説明請求者の住所及び氏名

長野県長野市大字柳原1494－7  
黒田整地開発株式会社 代表取締役 黒田 博  
電話番号 026-217-2776

## 2. 説明請求の対象となる調査等名

調査等名 東京外環自動車道 三郷管内補修設計  
契約番号 B155000EF1100007

## 3. 不服のある事項

- (1). 考査項目中の「実施能力の評価」、「実施状況の評価」、「説明能力の評価」において、すべての項目が満点の60%とされていること。同様に「結果の評価」についても、一律に満点の60%とされていること。
- (2). 「技術検討資料作成D」については、貸与資料からは業務の遂行が困難であることから、「詳細調査を追加で実施すること」を提言するとともに、「補修工法概略検討」を自ら実施したが、これがどのように評価されたか不明であること。
- (3). 貸与資料の遅延や設計方針の指示の遅延により、作業期間が変更されたことに適切に対応してきたことによる評価が確認できないこと。
- (4). 副監督員等の通知については、弊社からの催促によって、契約後1年以上経過後の平成7年5月27日に漸く弊社に通知されたが、これにもかかわらず業務を完了したことの評価が確認できないこと。

## 4. 上記3の主張の根拠となる事項

- (1). 評定点は、項目ごとに適正に評価すべきものであると思料されるが、対象項目のすべてが一律に満点の60%となることは、過去の当社の経験から考えて理解することが極めて困難である。
- (2). 当該業務については、既往の文献や資料等から管理技術者が担当して自ら実施したものであり、その内容について実施能力、実施状況、説明能力、取り組み姿勢で、適正に評価されるべきである。
- (3). 発注者の事由により作業期間が延長され、当社が適切に対応したことについて、実施状況の面で適正に評価されるべきである。
- (4). 調査等共通仕様書に示されている副監督員等の通知が、大幅に遅延したことによる業務への影響を最小限に留めたことは、実施能力、実施状況で適正に評価されるべきである。

以 上